

## 標茶町農業委員会委員募集要項

### 1 募集人数

16名

### 2 任用期間

平成29年7月20日から平成32年7月19日まで

### 3 身分

標茶町の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

- (1) 農地の権利移動、転用の許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等
- (3) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

### 5 委員報酬

月額 50,000円

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方とします。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送によりご提出ください。

なお、推薦及び募集に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

#### (1) 提出書類

農業者・団体等が推薦する場合	様式第1号
応募する場合	様式第2号

※上記の書類については標茶町農業委員会事務局に設置しています。

また、標茶町のホームページからもダウンロードできます。

【URL】 <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/>

#### (2) 添付書類

推薦を受けた者及び応募した者（以下「候補者」とします。）の住民票  
（本籍の記載のあるもので発行後3箇月以内のもの）

#### (3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、標茶町農業委員会事務局まで提出してください。

#### (4) 受付期間

平成29年3月1日（水）から平成29年3月31日（金）まで【期限内必着】

## 8 選任方法

標茶町農業委員候補者評価委員会が、候補者の評価を行い、町長に報告します。(必要に応じて面接を行うことがあります。)

町長は、同委員会の評価を参考に農業委員候補者を選定し、町議会の同意を得たうえで任命します。

なお、選任結果は候補者全員に文書で通知します。

## 9 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、標茶町ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 候補者の氏名、職業、年齢、性別、公募推薦理由等
- (2) 候補者の数及びそのうちの認定農業者(認定申請中の者を含む)(※)の数
- (3) その他町長が必要と認める事項

※認定農業者とは

- ①認定農業者
- ②認定農業者である法人の業務執行役員又は重要な使用人(農場長等)

## 10 問い合わせ・提出先

- 標茶町農業委員会事務局

〒088-2312 川上郡標茶町川上4丁目2番地 電話 015-485-2111 (内線 171)